様式第六号（裏面）

＜記載要領＞

1　①には、届出書を都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市の市長に提出する年月日を和暦で記載すること。

2　②には、届出者である法人の主たる事務所の住所、名称及び代表者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

3　③欄には、許可の際に付与された許可番号を記載すること。

4　④欄には、養子縁組あっせん事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。

5　⑤欄には、養子縁組あっせん事業を廃止した年月日を記載すること。

6　⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

7　⑦欄には、法第19条第1項の規定により帳簿を引き継ぐ都道府県又は他の民間あっせん機関の名称を記載すること。

8　⑧欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

様式第七号

表　縦十センチメートル
　　横八センチメートル

証　票

第　号　　年　月　日交付

所属

職氏　名

都道府県知事
（市長）　印

右の者は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第三十九条の規定による立入検査、質問又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。

裏

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

（報告及び検査）

第三十九条　都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、民間あっせん機関に対し、必要な事項を報告させることができる。

2　都道府県知事は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、民間あっせん機関の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。